

昨日（11月10日）の閣議で、海賊対処要項の1年間の延長が決定されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1 趣旨

ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数については、平成21年から平成23年まで年間200件以上発生していましたが、自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動をはじめとした国際社会の継続的な取組により、現在、低い水準で推移しています。

しかしながら、海賊を生み出す根本的な原因であるソマリア国内の貧困等は未だ解決しておらず、海賊行為に対処しなければならない状況には依然として変化が見られません。

また、各国部隊も引き続きソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動を実施しており、我が国としても、極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾における航行の安全確保に万全を期し、国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際社会の平和と安定に引き続き貢献していくことが重要です。

このような状況を踏まえ、新たな海賊対処要項を作成し、海賊対処行動を1年間継続することになりました。

2 現行の海賊対処要項からの変更点

- 当面の間、自衛隊による海賊対処行動を行う必要があることから、海賊対処行動を命ずる期間を令和2年11月20日から令和3年11月19日までの1年間としています。
- また、海外でのP-3C哨戒機の故障にも自己完結的に対応できるようにするため、空輸隊等の人員数を約90名から約130名に増員しています。
- ジブチの拠点の改修等のため、派遣海賊対処行動支援隊の人員数を、約110名から約120名に増員しています。

以上